

岸和田市墓地等経営許可等しおり

岸和田市 建設部 公園緑地課 墓苑担当

1. はじめに

墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営(変更)の許可は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号。）、岸和田市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成 24 年岸和田市条例。）及び岸和田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成 24 年岸和田市規則。）に定めるもののほか、墓地等の経営等について市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の確保が図られることを目的として行うものである。

2. 必要な行為等

(1) 標識の設置

- ① 墓地等を経営、区域を拡張、施設を設置しようとする者は、許可申請に先立って、経営等の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに届出すること。
- ② 説明会の開催予定日の少なくとも 15 日前から完了検査まで標識を設置すること。
※ 標識の設置後、「標識設置届出書」が速やかに提出されなかった場合は、提出日からの起算となります。

(2) 説明会の開催の周知

説明会の開催を予定する日の 1 週間前までに印刷物の配布その他適切な方法により以下の事項を周知すること。

- (ア) 申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (イ) 墓地等の区別
- (ウ) 墓地等の名称及びその設置又は拡張の予定地
- (エ) 墓地にあっては、その設置又は拡張に係る敷地面積及び区画数
- (オ) 納骨堂にあっては、その設置又は拡張に係る建築面積、延べ床面積、階数及び収蔵数
- (カ) 火葬場にあっては、その設置又は拡張に係る建築面積、延べ床面積及び階数
- (キ) 墓地等に係る工事の着手及び完了の予定年月日
- (ク) 説明会の開催を予定する日時及び場所

(3) 説明会の開催

申請予定者は当該許可の申請に先立って、墓地等の経営等の予定地から 100m 以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地等の経営等の計画についての説明会を開催し、以下の事項を説明し、速やかにその結果を報告すること。

- (ア) 上記『(2)説明会の開催の周知』の(ア)から(キ)の事項
- (イ) 墓地等の設置及び拡張の理由
- (ウ) 墓地等の構造設備の概要
- (エ) 墓地等の維持管理方法
- (オ) 墓地等の設置又は拡張の工事方法等

(4) 経営（変更）許可申請

経営許可申請書（法第 10 条 1 項）又は変更許可申請書（法第 10 条第 2 項）を提出すること。

(5) 工事完了届出

工事を完了したときは、速やかに、その旨を届出て、完了検査を受けること。

※1 完了検査を受けるまでは、当該検査に係る墓地等を使用しないこと。

※2 墓地等の経営及び変更許可を受けた後3年以内に、当該許可に係る工事を完了すること。

(6) 財政状況の報告書届出

墓地等の経営の許可又は拡張に係る変更の許可を受けた後5年間、毎会計年度終了後4ヶ月以内に提出すること。

(7) 廃止許可申請

墓地等を廃止する場合は使用者への周知等適切な措置を講ずること。

※ 廃止許可を受けた後3年以内に、当該許可に係る工事を完了すること。

(8) 変更の届出

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更が生じたとき。

② 墓地等の名称及び所在地に変更が生じたとき。

(9) みなし許可に係る届出

法第10条第1項又は第2項の規定により法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による許可があったものとみなされる処分があったときは、当該処分に係る墓地等の経営者は、速やかに、その旨を市長に届け出ること。

3. 許可基準のあらまし

(1) 墓地等の経営主体

- ① 地方公共団体
- ② 宗教法人法第4条第2項に規定する法人であって、市内に主たる事務所を有するもの。
- ③ 墓地等の経営を目的とする公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人であって、市内に主たる事務所を有するもの。

(2) 墓地等の設置場所等

- ① 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童養護施設その他これらに類する施設から、100m以上離れていること。※市長が特に認める場合はこの限りでない。
- ② 墓地及び火葬場は、飲料水を汚損するおそれのない場所に設置すること。
- ③ 墓地等の土地については、墓地等の経営者が墓地等の土地を所有し、かつ、土地に所有権以外の権利が設定されていないこと。
※軽微なものを除く。

(3) 墓地の構造設備

① 植栽面積に応じた緑化率

敷地面積	植栽が行われる土地の面積の割合(%)
1 ha 以上	30
1 ha 未満	15

- ② 植栽する樹木等の種類及び高さは周辺の景観等との調和に配慮すること。
- ③ 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺の生活環境と調和するように配慮すること。
- ④ 外部から墳墓を見通すことができないように障壁又は密植した垣根を設置すること。
- ⑤ 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参することができる通路を設置すること。
※ 通路の幅は、原則として120cm以上（墓地の区域内の土地の形状等により120cm以上とすることが困難である場合にあっては、90cm以上）とすること。
- ⑥ 雨水等が停滞しないように排水路を設置すること。
- ⑦ 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備を設置すること。
- ⑧ 駐車場の収容台数については、墓地の区画数の約3%以上確保されていること。

(4) 納骨堂の構造設備

- ① 出入口の扉を施錠するための設備を設置すること。
- ② 堅ろうな外壁及び屋根を設置すること。
- ③ 消火又は防火のための設備を設置すること。
- ④ 換気のための設備
- ⑤ 納骨堂の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備を設置すること。

(5) 火葬場の構造設備

- ① 外部から火葬場を見通すことができないように障壁又は密植した垣根を設置すること。
- ② 防臭及び防塵に対して十分な能力を有する火葬炉を設置すること。
- ③ 収骨室を設置すること。
- ④ 収骨容器等を保管する設備を設置すること。
- ⑤ 残灰庫を設置すること。
- ⑥ 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備等
を設置すること。
- ⑦ 霊安室を設置すること。

(6) 変更又は廃止許可

墓地等の変更又は廃止の許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認すること。

(7) 許可標識の設置

墓地等の名称及び所在地並びに経営者及び管理者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先並びに経営の許可番号及び許可を受けた墓地の区域について、管理事務所その他墓参者等が見やすい場所に表示すること。

4. 許可申請に必要な書類

墓地等の経営の許可申請は、許可申請書に次表の行為別図書を添えて、正 1 部、副 1 部、合計 2 部を建設部 公園緑地課へ提出してください。

区分	必要書類	明示すべき事項及び補足事項
①標識の設置の届出	標識設置届出書	様式第 2 号
	付近見取り図	墓地等の設置又は拡張の予定地の周囲 100m以内の区域を明らかにした図面
	位置図	標識を設置した場所を明らかにした位置図
	写真	標識の設置の状況を明らかにした写真
②説明会の開催結果の報告	説明会開催結果報告書	様式第 3 号
	配布資料	説明会参加者に配布した資料
	付近見取り図	墓地等の設置又は拡張の予定地の周囲 100m以内の区域を明らかにした図面
	参加者名簿	説明会対象者及び説明会に参加した者の名簿等
意見書及び議事録	説明会対象者の意見等を記載した書面が提出された場合にあっては、当該書面の写し及び説明会の内容を記録した議事録	
③墓地の経営(変更)許可	墓地等経営許可申請書	様式第 4 号、変更の場合は墓地等変更許可申請書(様式第 5 号)
	登記事項証明書	法人(地方公共団体を除く。)
	配置図	墓地の区域、障壁又は垣根、管理事務所、便所、駐車場、給水及びごみ処理のための設備等の配置を明らかにした図面
	排水の経路図	矢印等で排水の経路明示

	平面図	1.管理事務所 2.便所、給水及びごみ処理のための設備 3.障壁又は垣根 4.墓地の各区画の寸法、墓地の区域内の通路
	立面図	1.管理事務所 2.便所、給水及びごみ処理のための設備 3.障壁又は垣根
	墓地区域図	墓地の区域を明らかにした図面
	緑地区域図	緑地の区域、緑地率を明らかにした図面
	付近見取図	墓地の周囲 100m以内の区域の状況を明らかにした図面
	変更内容がわかる図面	変更の場合
	理由書	墓地の設置（変更）に係る理由書
	役員会の議事録等	1.墓地等の経営（変更）の許可を申請することに関する意思決定を証する書類 ※責任役員名簿（就退任年月日記入のもの） 2.市町村の場合は条例、民法法人の場合は定款、寄付行為、宗教法人の場合は規則
	印鑑登録証明書	申請者の印鑑登録証明書
	資金計画書	墓地の経営（変更）資金計画書
	規則等の写し	墓地の管理及び使用の方法等について定めた書類
	委任状	申請手続きを行う者と申請者が異なる場合
	位置図	墓地の位置を明らかにしたS = 1 / 5000 程度の位置図
	地籍図の写し又は地図に準ずる図面の写し	地籍図の写し（転写年月日、転写者名）又は法務局発行の地図に準ずる図面の写し
	丈量図	
	土地登記事項証明書	3ヶ月以内のもの
	境界確定図の写し	墓地の土地と道路その他官公有地が接している場合
	工事の工程表	標識設置から工事完了まで
	関係法令に係る許可書・申請書の写し	関係法令による手続の進捗状況を明らかにした書類
	※改葬の内容を明らかにした書類	変更の場合で、改葬を必要とする場合
④ 納骨堂の経営（変更）許可	墓地等経営許可申請書	様式第4号、変更の場合は墓地等変更許可申請書（様式第5号）
	登記事項証明書	法人（地方公共団体を除く。）
	配置図	納骨堂、管理事務所、便所、駐車場、給水及びごみ処理のための設備等を明らかにした図面
	平面図	1.納骨堂の平面図（出入口の扉を施錠するための設備、消火又は防火のための設備、換気のための設備等納骨堂内部設備の位置） 2.管理事務所、便所、給水及びごみ処理のための設備 3.障壁又は垣根
	立面図	1.立面図（外壁、屋根等の高さ、幅等） 2.管理事務所、便所、給水及びごみ処理のための設備

		3.障壁又は垣根
	付近見取図	墓地の周囲 100m以内の区域の状況を明らかにした図面
	変更内容がわかる図面	変更の場合
	理由書	納骨堂の経営（変更）に係る理由書
	役員会の議事録等	1.墓地等の経営（変更）の許可を申請することに関する意思決定を証する書類 ※責任役員名簿（就退任年月日記入のもの） 2.市町村の場合は条例、民法法人の場合は定款、寄付行為、宗教法人の場合は規則
	印鑑登録証明書	申請者の印鑑登録証明書
	資金計画書	納骨堂の経営（変更）に係る資金計画書
	規則等の写し	納骨堂の管理及び使用の方法等について定めた書類
	委任状	申請手続を行う者と申請者が異なる場合に限る
	位置図	納骨堂の位置を明らかにしたS = 1 / 5000 程度の位置図
	地籍図写し又は地図に準ずる図面写し	地籍図の写し（転写年月日、転写者名）又は法務局発行の地図に準ずる図面の写し
	丈量図	
	土地登記簿謄本	3ヶ月以内のもの
	境界確定図の写し	納骨堂の土地と道路その他官公有地が接している場合にあつては、境界画定図の写し
	工事の工程表	標識設置から工事完了まで
	関係法令に係る許可書、申請書の写し	関係法令による手続の進捗状況を明らかにした書類
	改葬の内容がわかる書類	変更の場合で、改葬を必要とする場合
⑤ 火葬場の経営（変更）許可	墓地等経営許可申請書	様式第4号、変更の場合は墓地等変更許可申請書（様式第5号）
	登記事項証明書	法人（地方公共団体を除く。）
	配置図	火葬場、管理事務所、待合室、便所、給水及びごみ処理のための設備等を明らかにした図面
	平面図	1.火葬場の平面図（火葬炉、収骨室、残灰庫、霊安室等の位置） 2.管理事務所、待合室、便所等の設備 3.障壁又は垣根
	立面図	1.立面図（外壁、屋根等の高さ、幅等） 2.管理事務所、待合室、便所等の設備 3.障壁又は垣根
	付近見取図	火葬場の周囲 100m以内の区域の状況を明らかにした図面
	変更内容がわかる図面	変更の場合
	理由書	火葬場の経営（変更）に係る理由書
	役員会の議事録等	1.墓地等の経営（変更）の許可を申請することに関する意思決定を証する書類 ※責任役員名簿（就退任年月日記入のもの） 2.市町村の場合は条例、民法法人の場合は定款、寄付行為、宗教法人の場合は規則
	印鑑登録証明書	申請者の印鑑登録証明書

	資金計画書	火葬場の経営（変更）に係る資金計画書
	規則等の写し	火葬場の管理及び使用の方法等について定めた書類
	委任状	申請手続を行う者と申請者が異なる場合に限る
	位置図	火葬場の位置を明らかにした S = 1 / 5000 程度の位置図
	地籍図写し又は地図に準ずる図面写し	地籍図の写し（転写年月日、転写者名）又は法務局発行の地図に準ずる図面の写し
	丈量図	
	土地登記簿謄本	3ヶ月以内のもの
	境界確定図の写し	火葬場の土地と道路その他官公有地が接している場合にあっては、境界画定図の写し
	工事の工程表	標識設置から工事完了まで
	関係法令に係る許可書、申請書の写し	関係法令による手続の進捗状況を明らかにした書類
⑥廃止許可	墓地等廃止許可申請書	様式第6号
	委任状	申請手続を行う者と申請者が異なる場合に限る
	印鑑登録証明書	1.法人の印鑑証明書 2.共同墓地の場合は、代表者の印鑑証明 3.役員会等の議事録に使用する印の印鑑証明
	理由書	墓地等の廃止に係る理由書
	議事録又は条例	1.条例、寄付行為、役員会等の議事録その他の墓地等の廃止の許可の申請をすることに関する意思決定を証するに足りる書類 2.地方公共団体にあっては墓地等に関する条例又は条例案。民法法人の場合は定款、寄付行為 3.宗教法人の場合、規則及び役員名簿（住所、氏名、任期を明記すること） 4.共同墓地の場合、規則及び墓地管理組織の名簿（委員の氏名、住所、任期を明示したもの）
	位置図	墓地等の位置を明らかにした図面等
	現況図	申請区域を明らかにした図面
	地籍図写し又は地図に準ずる図面写し	地籍図の写し（転写年月日、転写者名）又は法務局発行の地図に準ずる図面の写し
	丈量図	
	付近見取図	墓地等及びその付近の状況を明らかにした図面
	改葬の内容がわかる書類	改葬を必要とする場合は、改葬内容を明らかにした書類
⑦工事完了届出	墓地等工事完了届出書	様式第11号
	配置図	墓地等の構造設備を明らかにした図面
	平面図	墓地等の構造設備を明らかにした図面
	立面図	墓地等の構造設備を明らかにした図面
	墓地区域図	墓地の区域を明らかにした図面（墓地の場合）
	関係法令の許可書等の写し	関係法令による手続の完了を明らかにした書類
	検査済証	建築物について法令の規定により検査又は確認を必要とする場

		合にあつては、その検査又は確認を完了していることを証する書面の写し
	建物登記簿謄本	火葬場又は納骨堂等建築物の場合（地方公共団体を除く）
⑧墓地等財務状況報告	墓地等財務状況報告書	別記様式
	登記事項証明書	1.墓地等の土地に係る登記事項証明書 2.法人の登記事項証明書
	省令第7条第1項に規定する帳簿の写し	1.使用者等の住所及び氏名 2.改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日 3.死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名) 4.死亡者の性別(死産の場合は、死児の性別) 5.死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日) 7.埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
	事業報告書等	当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借、対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類の写し